

自然災害における事業継続計画

2024/12/1

株式会社潮騒

所在地 鹿児島県南九州市知覧町塩屋1-4-632-7

電話番号 0993-78-4112

—目次—

1. 総論	
1-1. 総論.....	1
1-2. リスクの把握（1）ハザードマップ【1】.....	2
1-3. リスクの把握（1）ハザードマップ【2】.....	3
1-4. リスクの把握（2）被害と復旧想定.....	4
1-5. 優先して行う業務.....	5
1-6. BCP訓練と見直し.....	6
2. 平時の対応	
2-1. 利用者の安全と管理.....	7
2-2. 職員の安全と管理.....	8
2-3. 建物と設備の安全対策.....	9
2-4. 電気ガス停止時の対応.....	10
2-5. 水道停止時の対応.....	10
2-6. 通信・システム停止時の対応.....	10
2-7. トイレ対応（1）災害時トイレ使用の手引き.....	11
2-8. トイレ対応（2）利用者・職員のトイレ対応.....	11
2-9. 必要品の備蓄.....	12
2-10. 資金手当て.....	12
2-11. 関係者リスト.....	12
2-12. 利用者の対応.....	13
3. 緊急時の対応	
3-1. BCP発動基準.....	14
3-2. 避難場所.....	15
3-3. 災害発生時の行動基準.....	15
3-4. 災害時対応体制.....	16
3-5. 災害時対応体制フロー.....	17
3-6. 職員の参集基準.....	18
3-7. 安否確認方法.....	18
3-8. 重要業務の継続.....	19
3-9. 職員の管理.....	20
3-10. 復旧対応.....	21
4. 連携と地域貢献	
4-1. 地域連携.....	22
4-2. 他組織との連携.....	23
4-3. 地域貢献.....	24

■事業所の概要

事業所の概要	
開設年	2024年（令和6年）
開設主体	株式会社潮騒
併設施設	デイサービス潮騒の郷・有料老人ホーム潮騒の郷
利用定員	46人
総職員数	15人
1日あたりの平均勤務者数	12人
50歳以下の女性職員数	2人
常食の人数	46人
嚥下食の人数	0人
経管栄養の人数	0人

1. 総論

1-1. 総論

(1) 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

	内容
①	人命の安全確保：利用者および事業所職員、関係者（取引先・来訪者）の人命の確保を最優先に行う。
②	職員の安全確保：災害時の職員の安全の確保に関して、本BCPで検討することにより職員の安全・安心や法人への帰属意識向上に繋げる。
③	被災時には、地域住民、行政、関連機関などと連携し、地域の被害の復旧に貢献する。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

役割	役職	担当者
責任者	代表取締役	青木 秋男
副責任者	専務取締役	二階堂 伸
設備・物資担当	施設長	松木 逸美
地域・家族連絡担当	生活相談員	新野 隆浩
介護・看護担当	看護師	川上 千年
食料担当	総務部長	倉澤 学

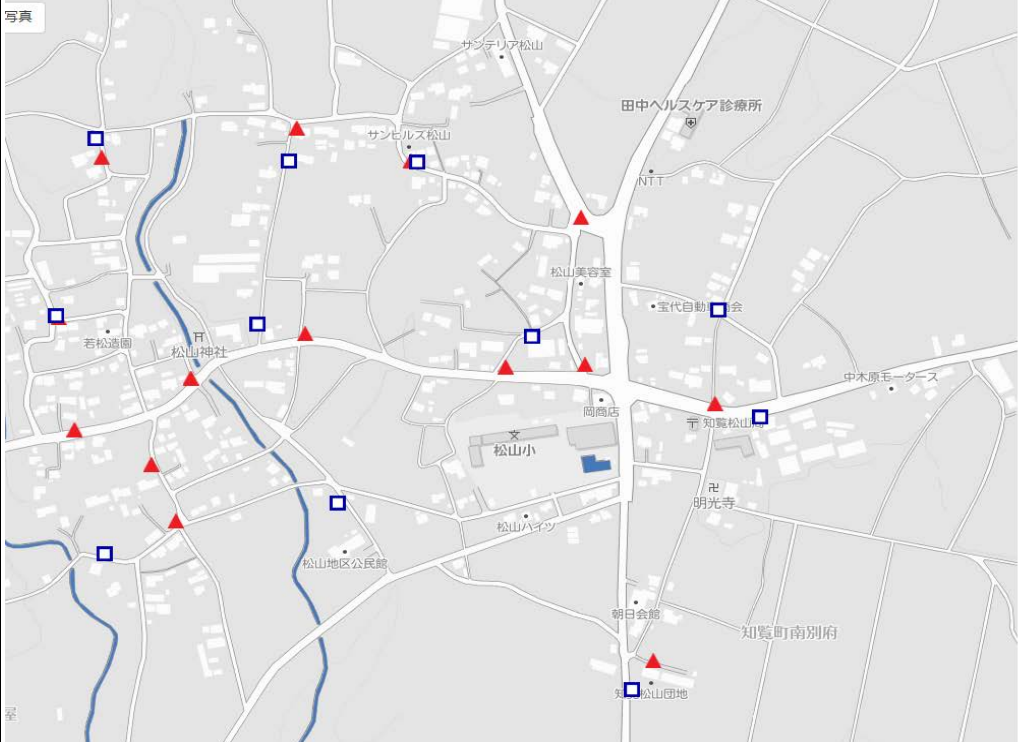


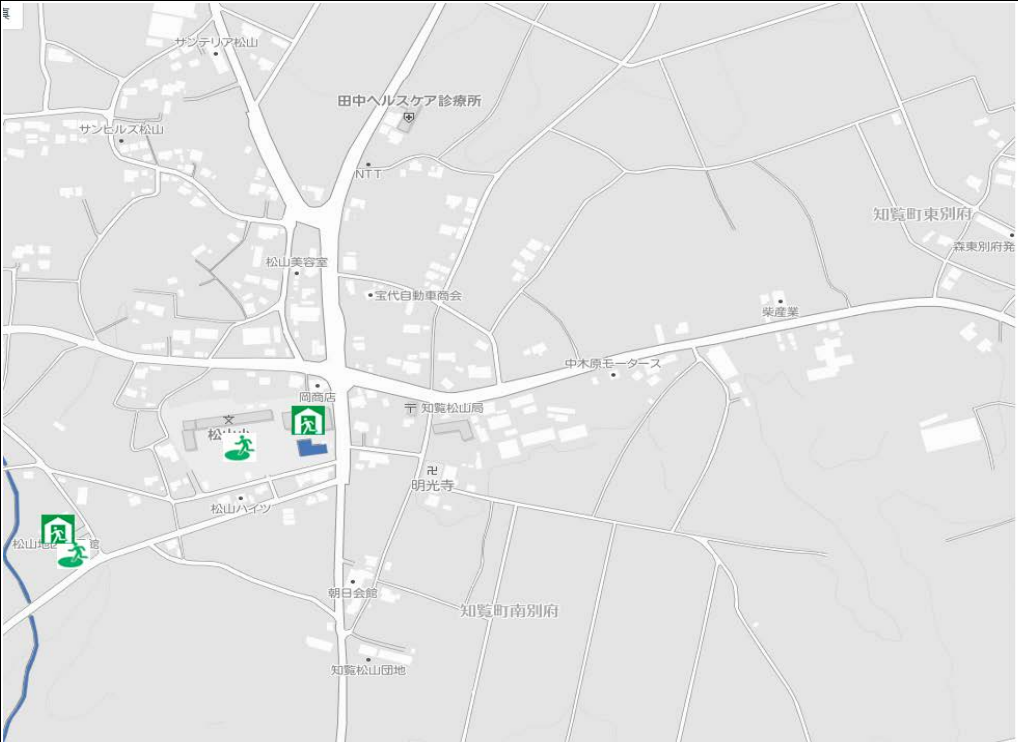








(3) 災害情報の把握

災害情報収集先	URLなど
厚生労働省ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/index.html
南九州市ホームページ	https://www.city.minamikyushu.lg.jp/
鹿児島県ホームページ	https://www.pref.kagoshima.jp//
災害用伝言ダイヤル(NTT東日本)	https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/
災害用伝言ダイヤル(NTT西日本)	https://www.ntt-west.co.jp/dengon/

1-2. リスクの把握（1）ハザードマップの確認

災害リスク	洪水
内容	リスクの想定なし
	<p>洪水想定区域は、方々河川水災の洪水予報区域について水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.0m以上の区域 5.0m～10.0m未満の区域 3.0m～5.0m未満の区域 0.5m～3.0m未満の区域 0.5m未満の区域 <p>地図上に示す記号の凡例1</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所 指定避難所は、災害の危険があり避難した住民等が災害の危険がなくなるまで、必要な期間滞在する施設です。 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所は、災害の危険が切迫した状況で、命を守るために緊急的に避難する場所です。 福祉避難所 福祉避難所は、一般の指定避難所での避難所生活が困難な避難行動要支援者及びその介助者のための避難所です。災害発生時に必要に応じて開設することになるため、福祉避難所に避難する場合は市役所にご相談ください。
災害リスク	土砂災害
内容	リスクの想定なし
	<p>土砂災害(警戒区域・特別警戒区域) 土砂災害は長雨や集中豪雨などが要因となり、急傾斜地などで突然発生し、一瞬にして大きな被害をもたらす災害です。発生場所や現象により、「土石流」「地すべり」「急傾斜地崩壊(がけ崩れ)」の3つに分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流 警戒区域 土石流が発生した場合、住民に危害が生じるおそれのある区域のこと。イエローゾーンとも呼ばれる。 土石流 特別警戒区域 土石流警戒区域(イエローゾーン)のうち、土石流が発生した場合に人家などの建築物が壊れて住民に著しい危害が発生するおそれのある区域のこと。この区域は土地の開発行為の制限や、建築物の構造規制などがかけられている。レッドゾーンとも呼ばれる。 急傾斜地 警戒区域 急傾斜地(傾斜度30度以上の土地)はがけ崩れなどが起こりやすく、発生した場合は住民に危害が生じるおそれのある区域のこと。イエローゾーンとも呼ばれる。 急傾斜地 特別警戒区域 急傾斜地警戒区域(イエローゾーン)のうち、がけ崩れなどによって人家などの建築物が壊れて住民に著しい危害が発生するおそれのある区域のこと。この区域は土地の開発行為の制限や、建築物の構造規制などがかけられている。レッドゾーンとも呼ばれる。

1-3. リスクの把握 (1) ハザードマップの確認

災害リスク	消防水利
内容	
<p>写真</p> 	<p>消防水利</p> <ul style="list-style-type: none">  消火柱  防火水槽 <p>※ 位置情報が取得できない場合は、南九州市役所を中心に地図を表示します。</p>
災害リスク	溜池決壊
内容	リスクの想定なし
	<p>ため池決壊</p> <p>ため池に関する情報は、南九州市が作成したため池ハザードマップの情報をもとに、万一ため池が決壊した場合ごままで浸水区域が広がるかを想定し示したものです。</p> <ul style="list-style-type: none">  3.0m以上  1.0m以上3.0m未満  0.5m以上1.0m未満  0.5m未満 <p>地図上に示す記号の凡例1</p> <ul style="list-style-type: none">  指定避難所 指定避難所は、災害の危険があり避難した住民等が災害の危険がなくなるまで、必要な期間滞在する施設です。  指定緊急避難場所 指定緊急避難場所は、災害の危険が切迫した状況で、命を守るために緊急的に避難する場所です。  福祉避難所 福祉避難所は、一般の指定避難所での避難所生活が困難な避難行動要支援者及びその介助者のための避難所です。災害発生時に必要に応じて開設することになるため、福祉避難所に避難する場合は市役所にご相談ください。  ため池

1-4. リスクの把握（2）被害と復旧想定【南海トラフ地震】

【自治体公表の被害想定】

本計画では南九州市の被害想定に基づき、近い将来起こる可能性の高い南海トラフ地震を想定し、事業所および事業所周辺の被害を以下の通り想定する。

●被害と復旧想定

電力	停電が発生、もしくは計画停電が実施される可能性が高い。発災3日後からは徐々に復旧が予想されるが、発電所の停止や電力供給量が不足する場合は、計画停電が継続する可能性がある。
上水道	断水が発生。災害3日後から限定的に復旧。災害1週間後から、断水・濁水は段階的に解消されるが、浄水施設等の被災による断水は継続。
下水道	
ガス	
通信	音声通話やパケット通信の利用に支障が出る。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生。携帯基地局電源の枯渇により不通となる。発災1週間後より、徐々に通信が回復。
鉄道	点検や被災等で、JRが運行停止。道路寸断や、交通規制、渋滞等により、バス等の代替交通による移動も困難。概ね発災1週間後から、復旧完了区間から順次運行が再開するが、多くの区間で運行停止が継続。橋脚などの大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生した場合、復旧まで1ヵ月以上の期間が必要となる可能性がある。
道路	橋梁等の被害、沿道建物や電柱等の倒壊、道路沿線での延焼火災、液状化に伴う段差、トンネルの天井落下等の被害が発生し、至る所で道路寸断が発生。停電に伴う信号機等の滅灯により、交通事故や渋滞が多発。ガソリンスタンドは当面給油不能か長蛇の列となる。発災1週間後より主要路線で段階的に交通規制が解除。生活道路等において、道路管理者や周辺住民によって道路啓開が徐々に進展。

●自施設で想定される影響

	当日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後
電力	停電	停電	停電	徐々に復旧					
水道	断水	断水	断水	限定的に復旧					
トイレ	利用停止	利用停止	利用停止	利用停止	利用停止	利用停止	利用停止	徐々に復旧	
ガス									
通信	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	徐々に復旧	
道路	通行支障	通行支障	通行支障	通行支障	通行支障	通行支障	通行支障	段階的に復旧	

1-5. 優先して行う業務

業務の基本方針			出勤率			
分類名称	定義	業務	30%(発災後24時間)	50%(発災後3日)	80%(発災後7日)	90%(発災後21日)
			生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供	食事、排泄を中心 その他は休止 または減	一部休止のままだが 通常の形に近づける	ほぼ通常通り
			徒歩出勤可能者で対応、職員は施設泊	電気復旧 被災者出勤不可	道路仮復旧 応援者の支援あり	水道復旧 一部を除く職員出勤
継続業務	優先的に継続する業務	食事	災害時メニュー	災害時メニュー	炊き出し、光熱水復旧の範囲で調理	炊き出し、光熱水復旧範囲で調理
		排泄	紙おむつ、携帯トイレを使用	紙おむつ、携帯トイレを使用	通常に近い形態で	ほぼ通常通り
		医療的ケア	必要最低限	優先度をつけて実施	優先度をつけて実施	ほぼ通常通り
追加業務		インフラ対策	発電気用燃料確保 発電気の点検 飲料水、生活用水確保 その他物資の調達	飲料水、生活用水確保 その他物資の調達 修理の依頼	飲料水、生活用水確保 その他物資の調達 修理の依頼	その他物資の調達 修理の依頼
		人員対策	施設内、法人内応援者の手配 行政等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	出勤者の確保、シフト調整 応援者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政等への応援要請	法人内の玉突き支援 行政等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の再開	職員の復帰に合わせ 応援者の縮小 法人内の正常化 行政等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
削減業務	規模、頻度を減らすことが可能な業務	入浴	休止	休止	休止	光熱水の復旧をみて再開
		洗顔	休止	必要者に清拭	適宜清拭	ほぼ通常通り
		口腔ケア	休止	休止	適宜実施	ほぼ通常通り
		清掃	感染対策のみ	感染対策のみ	感染対策以外も再開	ほぼ通常通り
		洗濯	休止	休止	必要最低限	ほぼ通常通り
		機能訓練	休止	休止	必要最低限	ほぼ通常通り
休止業務	上記以外	事務管理業務 研修・教育・委員会 レクリエーション	休止	休止	縮小 (実施回数の制限)	縮小 (実施回数の制限)

1-6. BCP訓練と見直し

(1) 研修・訓練の実施

研修・訓練	内容	担当者	対象者	時期等
入職時研修	BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。	管理者	初任者	入職時
BCP研修	BCPの内容を説明し、理解・浸透を図る。 最新の感染症に関する情報を共有する。	感染症対策委員会	全ての職員	6月
BCP外部研修	指定権者または市区町村がBCPに関わる研修を実施する場合は、積極的な参加を検討する。	外部講師	役職者 および希望者	未定
机上訓練	机上訓練シナリオを用いて感染者発生時のシミュレーションを行う。 *厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～を活用	感染症対策委員会	全ての職員	10月
実地訓練	感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達の方法の確認などの実地訓練を実施する。	感染症対策委員会	BCPメンバー 役職者 リーダー	11月

(2) BCPの検証・見直し

BCPは、年に2回実施する訓練の後に、感染対策委員会で協議し、見直しを行う。

- ・ BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ・ 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

2. 平常時の対応

2-1. 利用者の安全と管理

(1) 平時からの対応

サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者家族や病院等への複数の緊急連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。また、居宅介護支援事業所を連携して、在宅の利用者に安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。

(2) 災害が予想される場合の対応

台風等、事前に甚大な被害が予想される場合は、以下の基準に基づき当時の通所サービスの休止や時間の短縮をする場合がある。

臨時休業・サービス提供時間短縮の判断基準

基準となるエリア	鹿児島県
判断する時間	利用前日の午後6時
警報等の種類	特別警報、暴風・大雨警報

居宅介護支援事業所にも事前にその基準等を情報共有した上で、利用者やその家族にも事前に説明しておく。

(3) 被災時の対応の検討

自然災害の影響で通所サービスの提供を長期間休止する場合は、必要に応じて居宅介護支援事業所と連携して、他事業所の訪問介護サービスへ移行できるよう、平時から居宅介護支援事業所と連携、相談をしておく。

(4) サービス提供中に被災した場合についての検討

利用者の安全確保を最優先に、状況を把握・検討し、利用者家族への連絡の状況を踏まえて、事業所にとどまるか、帰宅を支援するかを検討する。
可能であれば利用者家族に迎え等の協力依頼をする可能性があることを、事前に説明しておく。

2-2. 職員の安全と管理

(1) 指示命令系統の明確化

- ・被災直後は、推進メンバーの責任者が指揮系統の判断を行う。
- ・責任者が不在の場合は、副責任者が代替者として行動する。

(2) 緊急連絡（安否確認）の方法

安否確認の方法

- ・通常使用している安否確認システムもしくは社内SNSを使用する。
- ・通信ができない場合は、災害用伝言ダイヤル「171」で報告・確認をする。

安否確認は以下の場合に実施

- ・震度5以上の地震が起きた場合
- ・特別警報が出された場合（風水害）
- ・移動手段が断絶した場合（風水害・雪害等）
- ・責任者が必要と判断した場合
- ・安否報告するものが必要と判断した場合

(3) 職員のシフト調整で生じる問題の想定と対応策

①出勤状況の想定

職員毎に災害時に出勤が可能かどうかを把握しておく。

②出勤可能者の割合の想定

	平常時	発災1日後	発災3日後	発災7日後
出勤率	100%	30%	50%	80%

③シフト調整の原則

- ・超過勤務・長時間勤務・連日勤務の職員は都度確認し、配慮する。
- ・人員確保が必要な場合は、法人内で休止している事業から人員確保を検討する。
- ・人員確保が必要な場合は、関係団体や近隣事業所へ看護職員の応援依頼を検討する。

(4) 労務管理で生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
事業所命令で出勤できない場合の給与保障の内容	休業補償の対象とする。
長時間労働になった場合	別途、時間給で支払う。 夜間に至る場合は夜間労働の支払い対象とする。
災害時に欠勤した場合	規定の休日の対象とする。
危険業務に対応した場合	危険手当の対象とする。
事業所の人員基準が満たせなくなった場合	過去の災害では、人員基準が満たせなくなった場合でも所在地域の事業指定の担当部署に相談することで事業運営が対応可能となった事例があったため相談する

(5) 労働災害で生じる問題の想定と対応策

災害を理由に傷病、死亡した場合、労災保険による補償を行う。

2-3. 建物と設備の安全対策

■建物耐震確認

建物構造	建築年月日	耐震	階数
鉄筋鉄骨コンクリート	平成9年9月30日		1

■地震対策

対象	対応策	備考
躯体(柱、壁、床)		
窓	廊下、出入口のガラス飛散防止フィルムの貼り付け	
パソコン	耐震マットの設置 重要データはバックアップ、クラウド化	
キャビネットや本棚	棚は転倒防止のため壁または天井に固定 積み上げ物の整理、収納	
金庫	耐震マットの設置 転倒防止のため壁または天井に固定	
火災報知器の点検	年に1回点検	
消火器の設備点検・ 収納場所	年に1回点検	

■風水害対策

対象	対応策	備考
出入口	止水版・防止扉配備 土嚢調達場所の確認、設置	
事業所周辺	側溝や排水溝の掃除	
排水口逆流防止	トイレ、流し等の排水口にビニール袋に水を入れた水嚢を設置する	
シャッター		
重要データ	バックアップ、クラウド化	
パソコン・端末関連	持ち運び可能なノートパソコンや端末については、避難時に持ち出す	
備蓄倉庫		

2-4. 電気ガス停止時の対応

1-電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機又は代替策
ボイラーや冷暖房機器は使用不可	○自家発電機：100V×9A 800W ガソリン20L 負荷により稼働時間が変動 ○乾電池：単三、単四、ボタン電池など
情報機器：電話、パソコン、テレビ、インターネットなど (自家発電機で対応)	
生活家電：冷蔵庫、洗濯機 (冷蔵庫は作り置きの水や保冷剤などを使用、洗濯機は使用が困難)	
照明機器：照明、懐中電灯など (照明は困難なので、懐中電灯などを使用)	
冷暖房機器：ボイラーによる暖房等 (ボイラーや冷暖房機器は使用不可)	

2-ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機又は代替策
調理機器：ガスレンジ (地震により機器や建物に損傷が無い場合の停止、ガスタンク付近の復旧ボタンで使用可能)	○カセットコンロ 5台程度 調理はカセットコンロで対応 ○ホットプレート、電気湯沸かし器 電気が使用可能な場合

2-5. 水道停止時の対応

(1) 飲料水

非常時に必要となる飲料水の確保は食料担当が行う。

① 2L ペットボトル75本 (3日分×50人分)

② あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルやタンク等で水道水を飲料用に確保する。

(2) 生活用水

浴槽に損傷がなければ、生活用水のタンクとして活用。

7. 通信が麻痺した場合の対策

(1) 固定電話

施設内の固定電話は電気を使用するため、停電時は使用不可。ONUと交換機に電源を供給すれば使用可能であるが、広範囲の地域で停電の場合は効果が無い点を考慮する。

(2) 携帯電話 (スマートフォン)

施設内が停電中でも携帯電話の基地局に電源が供給されている状況ならば使用可能。

→ 携帯電話/携帯メール/LINE/PCメール/SNS等

2-6. 通信・システム停止時の対応

(1) パソコン

①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。又、雷や浸水、故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失する可能性があるため、こまめにUSBやクラウドストレージサービスにバックアップする事が必要。

②浸水によりパソコンが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

(2) ファイルサーバ

①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。又、故障に備えてオンラインのクラウドストレージサービスにデータ保存するなどの対応をする。

②浸水によりファイルサーバが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

(3) 介護保険請求ソフト

①施設内が停電した場合は使用不可能。停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。

②浸水により介護保険請求用サーバが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

2-7. トイレ対応 (1) 災害時トイレ使用の手引

(1) トイレ対策

施設内が停電した場合は上水道が停止するため、トイレのタンクに水が貯められないので使用が出来なくなる。又、事前に停電が予想できる場合は浴槽に水を貯めて置く事により数回は使用できる。停電が長時間に及ぶ場合は、仮設トイレとしてポータブルトイレ等を使用する。

(2) 浄化槽対策

停電が長期間に及ぶ場合は浄化槽が満水状態になる事が予想される。この場合、トイレや排水が流れなくなるので、仮設のトイレで対応する。

(3) 汚物対策

おむつ等の排泄物はビニール袋などに入れて密閉し施設外の車庫へ保管する。又、車庫が許容量を超えた場合はブルーシートなどで覆い車庫脇に一時保管する。

2-8. トイレ対応 (2) 利用者・職員のトイレ対応・汚物対策

【利用者】

- ・簡易トイレ及び消臭固形剤の備蓄
- ・電気・水道が止まった場合
 - ・速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、使用方法を案内。
 - ・排泄物や使用済みオムツの保管場所を決める。
 - ・紙詰まりに注意。（排泄物と紙とは分けて捨てる）…通電した際に紙詰まりによる漏水で大変なことになるため

【職員】

- ・利用者とは別に、職員用の簡易トイレ、生理用品（個数多めに）を備蓄する。
- ・電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置する。

【汚物対策】

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。
排泄物などは、ビニール袋などに入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

2-9. 必要品の備蓄

在庫量と必要量の確認

行政等からの支援が無くても業務が継続出来るよう3日分の必要品を備蓄する。

- ①食料品や消耗品などの在庫リストを作成する。(品名、数量、消費期限、保管場所等)
- ②1日当たりの消費量を計算し、それぞれの項目毎に何日分あるのか確認する。
- ③不足が予想される食料品や消耗品を確保出来るよう仕入れ業者等の手配をする。

2-10. 必要品の備蓄

手許金 20万円(金庫に常時保管)

※硬貨は、紙幣と比べて破れることもなく、頑丈である。非常時に使い勝手も良い。経理規程上の限度額分を硬貨で準備しておく方が安心。

2-11. 関係者リスト

対象	事前確認内容	会社名・業者等	連絡先
自治体	ご利用者/職員安否 避難有無状況		
建物管理	壁のヒビや安全確認 ガラス破損状況		
エレベーター管理	通電/稼働有無確認		
電気	地域停電か施設内か確認		
ガス/エコ給湯	ガス/エコ給湯停止が 施設全体か部分的か確認		
水道	地域断水か施設内か確認		
システム/ インターネット	作動状況確認		
給食仕入れ先	備蓄残量、必要量の確認		
備品調達先	在庫量確認、必要品の確認		
ガソリンスタンド	必要エネルギーと量の確認 (ガソリン、軽油、灯油など)		

2-15. 利用者の対応

■利用者に関して生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
利用者の安否確認ができない可能性 安否確認方法が煩雑になる可能性 サービス関係者が重複して行う可能性	事前に利用者ごとに取り決めを話し合っておく。
利用者が自力で生活する必要がある	自立して生活できる仕組みの調整、近隣の地域住民等への協力の依頼、福祉避難所などへの入所の可能性を検討しておく。
利用者に平常時と同様にサービス提供ができなくなる可能性	契約時や契約書において、事前に説明しておく。
時間経過によって、利用者の所在が変化する可能性	経時的に利用者の状況を把握をする必要がある。
利用者の減少の可能性	経時的に利用者の把握をする必要がある。
事業所の人員基準が満たせなくなった場合	過去の災害時には、人員基準が満たせなくなった場合でも、所在地域の事業指定の担当部署に相談することで、事業運営が可能となった事例があるため、相談する。

■災害時の訪問診療サービスの取り扱いの説明

説明内容
<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の遂行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。 ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の遂行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとする。

■被災後の新規利用者の獲得のための対応策

新規利用者受け入れの判断基準
<p>利用者の安否確認、サービス継続の有無を確認し、利用者数の把握をする。</p> <p>自事業所の職員の安全の確保ができた上で、勤務可能な職員数と現利用者数を加味し、新規受け入れの検討をする。</p>
新規利用者受け入れ元
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーへの報告、連絡

3. 緊急時の対応

3-1. BCP発動基準

■BCP発動&解除基準

対象災害	条件	内容
地震	発動	当該地区に震度5強以上で停電等インフラに問題が発生した場合 震度5弱以下で責任者又は準ずる者が必要と判断した場合
	解除	建物に異常が無く、インフラ復旧し、出勤率90%以上の場合 責任者又は準ずる者が判断した場合
台風/大雨	発動	当該地区に警戒レベル3が発令された場合 大型台風の直撃等によりインフラの停止が見込まれ、責任者又は準ずる者が必要と判断した場合
	解除	警戒警報が解除され、インフラ復旧し、出勤率90%以上の場合 責任者又は準ずる者が判断した場合

■発令者

優先①	優先②	優先③
発令者	代替者 1	代替者 2
代表取締役 青木秋男	専務取締役 二階堂伸	施設長 松木逸美

■段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

気象状況	気象庁等の情報			市町村の対応	住民が取るべき行動	警戒レベル			
大雨 数十年に一度の	大雨 特別警報	キキクル 災害切迫	氾濫 発生情報	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	命の危険 直ちに安全確保! <small>・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</small>	5			
警戒レベル4までに必ず避難!									
大雨の 数時間~2時間 程度前	土砂災害 警戒情報	高潮 警報	高潮 特別 警報	危険	氾濫 危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 <small>・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</small>	4	
大雨の 半日~数時間	大雨警報 洪水警報 ^(※)	高潮警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	警戒	注意	氾濫 警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者は避難 <small>・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の順位を足たり、自主的に避難する。</small>	3	
大雨の 約1日前	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	高潮 注意報	注意	注意	氾濫 注意情報	第2次防災体制 高齢者等避難の発令を判断できる体制	自らの避難行動を確認 <small>・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど</small>	2	
大雨の 約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)					第1次防災体制 連絡要因を配置	心構えを一段高める 職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1

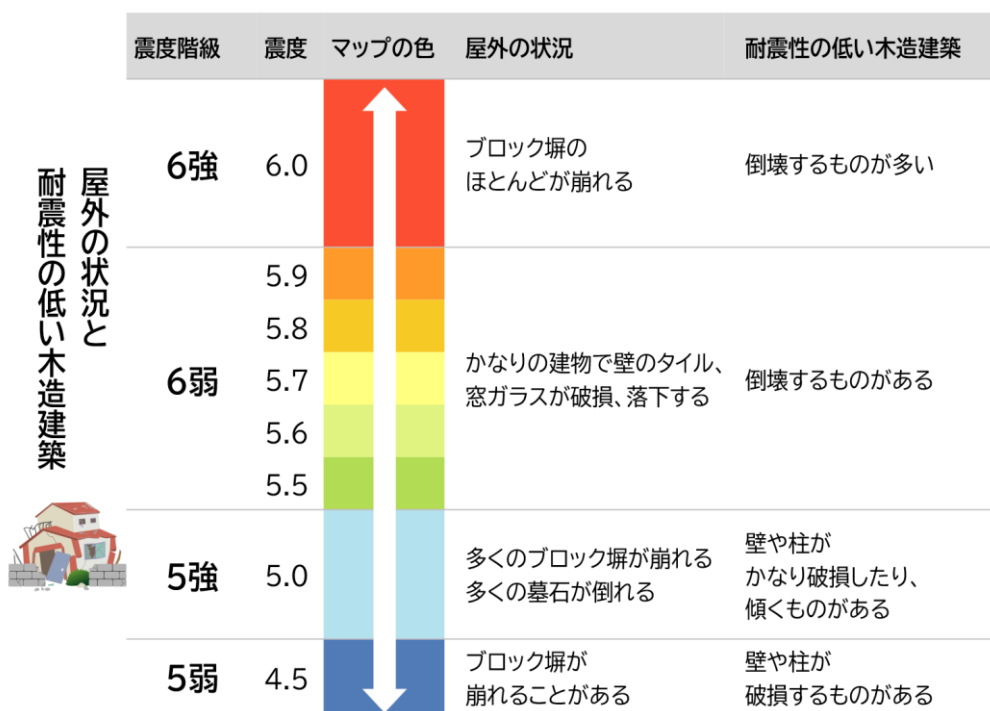
※ 夜間~翌日早朝に大雨情報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します

3-2. 避難場所

■事業所外避難場所

避難場所		対応方法
①	松山小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・建物倒壊及び内部の安全性確保が難しい場合、避難場所とする。 ・歩行可能な利用者については声掛け、付き添い歩行にて誘導を行う。
②	松山地区公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の場合、介助を行う。 ・ADLを考慮し、順番に送迎車、職員用車両にて搬送する。

■震度階級と予想される被害



3-3. 災害発生時の行動基準

災害発生時の行動指針は、下記のとおりとする。

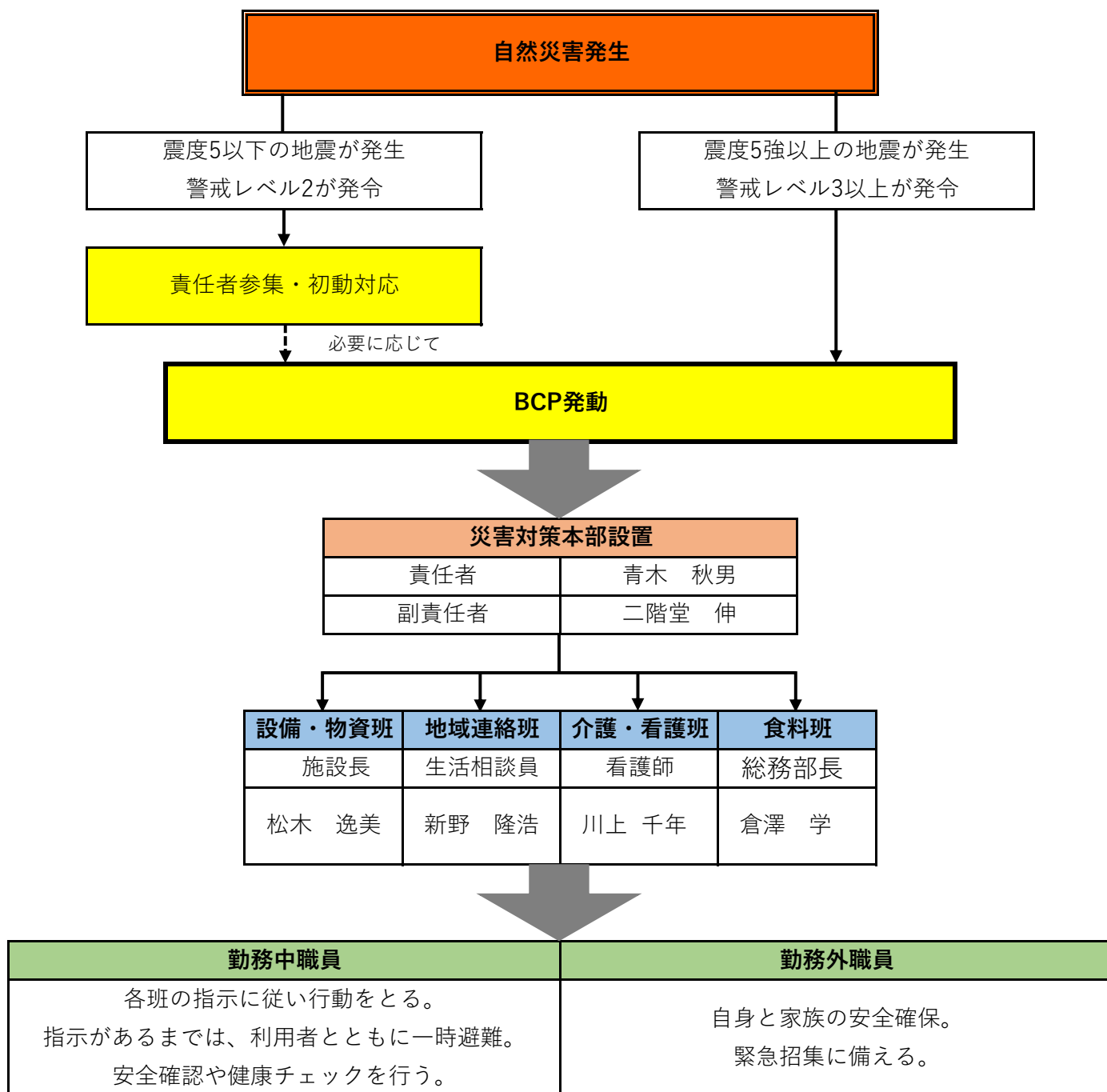
- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 入所系サービス利用者の生命維持
- ④ 法人内施設間の連携と外部機関との連携
- ⑤ 情報発信

3-4. 災害時対応体制

■対応体制と各班の役割

役割	内容	役職	担当者 連絡先
責任者 (災害対策本部長)	BCP発動判断、対策本部組織の統括。 緊急対応に関する意思決定を行う。 重要業務についての継続方針、縮小方針の立案。 各班の稼働調整、コーディネート。	代表取締役	青木 秋男
			090-7290-2400
副責任者	責任者の補佐。災害応急対策の実施全般について責任者の次に指揮を行う。	専務取締役	二階堂 伸
			090-4340-0272
設備・物資班	発電機運転、施設内設備(エレベーター、空調など)、ライフラインの被災状況を確認する。備蓄資材の確認、管理。 自治体等からの給水等支援物資の調達。	施設長	松木 逸美
			070-7658-6267
地域・家族連絡班	利用者家族、職員への連絡、情報提供、発信を行う。家族への連絡は地域連絡班が中心となり、他スタッフとも協力し、手分けして効率よく行う。	生活相談員	新野 隆浩
			090-1088-0034
介護・看護班	参集スタッフの管理、災害時シフトを組む。 利用者のケアなどを行う。 利用者・職員の健康管理。 備蓄品(医療機器・医薬品)の管理。	看護師	川上 千年
			080-5580-2424
食料班	備蓄を活用し、利用者、職員への食事提供を行う。 備蓄食料品の管理、所要調達食材について設備・物資班へ情報共有。	総務部長	倉澤 学
			090-8402-3850

3-5. 災害時対応体制フロー



3-6. 職員の参集基準

災害時における職員の参集基準は以下のとおりとする。

(1)参集方法

参集する方法は緊急連絡網・ライン・SNS等を使用して行う。

(2)出勤不可能な場合

自宅が被災又は道路が寸断する等の理由により出勤する事で職員に危険が及ぶ場合には参集は行わない事とする。

3-7. 安否確認方法

(1) 利用者の安否確認

①施設利用者は災害直後に生活相談員等や看護職員、介護職員が行いラインおよびSNSで情報を共有する。なお、負傷者がいる場合は応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ搬送する。

②在宅利用者は災害直後に担当する居宅サービスの生活相談員等が電話により安否確認を行い、リストを作成する。なお、負傷者がいる場合は緊急連絡先に連絡するなど必要な措置を講じる。

(2) 職員の安否確認

災害直後にラインおよびSNSを使用して安否確認を行う。ラインおよびSNS未登録職員には電話で確認を行う。又、出勤可能な状況か同時に確認する。

3-8. 重要業務の継続

経過	発災直後	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日	発災後 1カ月
出勤率	出勤率3%	出勤率20%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率80%	出勤率100%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫70%	在庫量90%
ライフライン	光熱水停止			電気復旧		水道復旧
業務基準	職員・利用者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止 もしくは縮小	食事、排泄中心 その他は休止 もしくは縮小	一部休止、 減とするが 通常に近づける	ほぼ通常通り
食事提供	休止	残っている食料で調 理が不要なものか ら提供開始	災害時メニュー (備蓄食料) の提供	災害時メニュー (備蓄食料) の提供	調達できた食材や 配給で炊き出し、 光熱水復旧の範囲 で調理	調達できた食材や 配給で炊き出し、 光熱水復旧の範囲 で調理
食事介助	休止	優先度の高い 利用者から介助 (経管栄養など)	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	ほぼ通常通り
水分補給	体制が 整うまで休止	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	給水車などからの配 給 ほぼ通常どおり	ほぼ通常通り
排泄	紙おむつ、 携帯トイレを使用	紙おむつ、 携帯トイレを使用	紙おむつ、 携帯トイレを使用	紙おむつ、 携帯トイレを使用	通常に近い形態で	ほぼ通常通り
口腔ケア	休止	休止	休止	休止	適宜実施	ほぼ通常通り
清潔ケア	休止	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水の復旧状況 をみて再開

3-9. 職員の管理

■休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
事務所	カラオケルーム等

■勤務シフト

- ・ 職員参集状況、安否確認回答をもとに、出勤可能者を把握し、応急的にシフトを作成する。
- ・ 震災発生後は、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮し、勤務体制を組む。

3-10. 復旧対応

■被災後の安全確認

- ①速やかに障害物の除去等被災後の片付けを行い、必要に応じ応急処理や危険箇所への立ち入り禁止措置などを講じる。
- ②建物に異常が認められる場合は、専門家による応急危険度調査等を実施、安全性の確認を行う(建物の傾斜など)。
- ③浸水等により事業所内が汚染された場合には、清掃に加え防疫薬剤の散布など衛生管理上必要な措置を講じる。
- ④電気、ガス、水道等のインフラ整備の機能、安全性を確認する。特に電気系統の設備に浸水被害があった場合には、専門業者による点検で安全が確認されるまでは、通電作業を行わない。

■事業所が使用不可の場合

- ①利用者の家族等で被災を免れた者がいる場合、状況を説明して、家族等へ引き継ぐ。
- ②利用者の家族等も被災している場合、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう依頼する。

■建物・設備の被害状況点検

- ①周囲の安全が確保されてから、破損や被害のあった箇所の点検を行う。
- ②被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。
- ③建物・設備被害点検シートに記録をする。〈表4 建物・設備被害点検シート *巻末に添付〉
- ④必要な業者と連携、連絡をとる〈関係者リスト参照〉

■情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

風評被害を招く恐れもあるため、責任者の指示を確認し一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 地域・他組織との連携

4-1. 地域連携

■職能団体等の役割の確認とネットワークづくり

・ 行政機関や地域の事業所部会、職能団体が災害時にどのような役割を担うか、また災害時にどのような方針で対応するかを平時に確認し、近隣の訪問看護や他職種の事業所等ともネットワークを構築しておく。

■利用者をめぐる関係者の役割の確認とネットワークづくり

- ・ 災害時の個別支援計画を作成し、行政・関係事業所等と連携体制を確認する。
- ・ 居宅サービス計画書への記載、サービス担当者会議で関係事業所と連携体制を確認する。

■緊急時にネットワークを生かした対応

- ・ 地域全体で作成されるBCPの発動状況の確認
- ・ 行政・訪問看護ネットワーク・多職種ネットワーク等の情報共有と情報発信
- ・ 自事業所としての活動の確認

■受援体制の整備

受援の種類

ボランティア／DMAT・日赤等医療従事者／近隣事業所／都道府県・個人・支援団体などの視点／支援物資受け入れ 等

受援・協力例

- ・ 災害時の支援体制で、日頃から連携体制を組み互助を意識することで、緊急時に支援を自ら発信する体制を構築し、支援を受けやすい体制を整備する。
- ・ 補助金等の申請の補助代行業務等を協力して行う。

■地域への災害支援

- ・ 地域住民に対する支援
- ・ 福祉避難所への支援（事業所近隣の福祉避難所を把握し開設者の確認をしておく）
- ・ 地域の避難所への支援
- ・ 他事業所への支援
- ・ 行政機関への支援

4-2. 他組織との連携

■他事業所や他機関との連携状況

【連携関係のある事業所や施設】

事業所・施設名	連絡先	連携内容	協定
		物資および人員の協力	
		物資および人員の協力	
		物資および人員の協力	

【連携関係のある医療機関】

医療機関名	連絡先	連携内容	協定
		協力医療機関 被災者受け入れ等	あり
		協力医療機関 被災者受け入れ等	あり

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

社協・行政・自治会名	連絡先	連携内容	協定
南九州市役所	0993-83-2511	地域連携・情報提供	なし
松山地区公民館	0993-85-3367	地域連携・情報提供	なし
南九州市社会福祉協議会	0993-83-3961	情報提供	なし

4-3. 地域貢献

■福祉避難所の運営

福祉避難所指定		登録あり		登録なし	○
自治体・窓口			連絡先		
受け入れ人数					
受け入れ場所					
備考					

表4 建物・設備被害点検シート

	対象	状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	窓ガラス	破損・飛散／破損なし	
	出入口ドア	破損・変形あり／被害なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
ライフライン	電気	通電／不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	ガス	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	